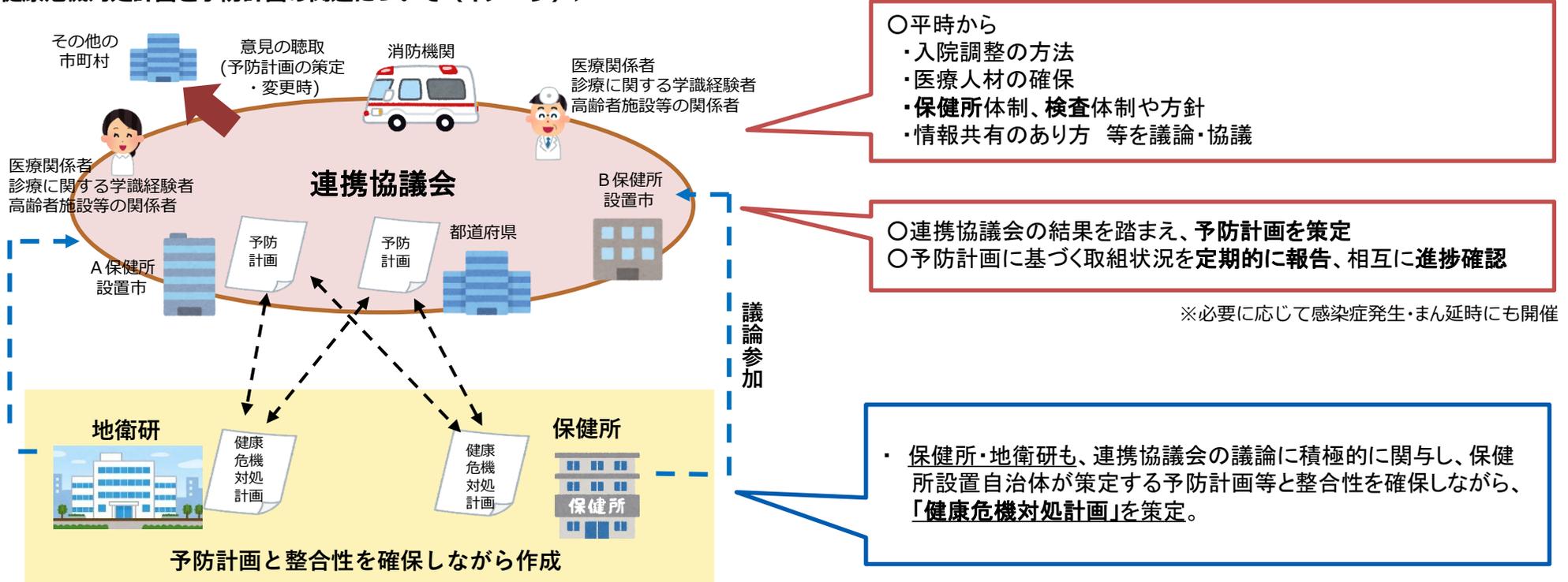


## 健康危機対処計画の概要

- 各保健所及び各地衛研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定＜地域保健法に基づく基本指針に位置づけ＞。
- 都道府県連携協議会の議論に参加し、予防計画と整合性を確保しながら策定することを想定しているため、令和5年度中に策定すること。計画の見直し期間に特段の定めはないが、実践型訓練の実施や今後の健康危機対応を踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

### ＜健康危機対処計画と予防計画の関連について（イメージ）＞



# 地域における健康危機管理に関する保健所・地衛研の計画の整備

健康危機管理			
感染症			自然災害等
新型インフルエンザ等 特措法	感染症法	地域保健法	
国	政府行動計画	感染症法基本指針	地域保健基本指針
		予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン
			<b>健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン</b>
都道府県	行動計画	<b>予防計画</b>	(手引書)
保健所設置市	行動計画	<b>予防計画</b>	(手引書)
一般市町村	行動計画	予防計画と整合性を踏まえながら作成	(手引書)
保健所	マニュアル		手引書（マニュアル）
地方衛生研究所			マニュアル

※健康危機対処計画は、既存の手引書やマニュアルの改定でもよい。

# 保健所における健康危機対処計画(感染症)策定ガイドライン概要

## 1. 基本的な考え方

- 健康危機対処計画を策定する目的や策定にあたっての基本的な考え方

## 2. 健康危機対処計画の策定における留意点

- 健康危機対処計画の位置づけ  
(既存の手引書等との関連、都道府県等の予防計画等各種計画との関連、市町村との連携など)
- 健康危機対処計画の記載内容
- 実効性の担保と定期的な評価 (レビュー)

## 3. 平時における準備

- 平時からの準備に関する記載のポイント
  - ・ 業務量と人員数の想定：業務効率化、人材確保、人材育成
  - ・ 組織体制：指揮命令系統の明確化、受援体制の整備、職員の安全・健康管理、施設基盤の確保等
  - ・ 業務体制：相談対応、積極的疫学調査、健康観察健康観察、移送、入院・入所調整等
  - ・ 関係機関との連携：都道府県、地方衛生研究所等、市町村、医療機関、消防機関等
  - ・ 情報管理・リスクコミュニケーション

## 4. 感染状況に応じた取組、体制

- 感染フェーズごとの取組・体制に関する記載のポイント
  - ・ 海外や国内で新たな感染症等が発生した時
  - ・ 流行初期 (発生の公表から1ヶ月間)
  - ・ 流行初期以降
  - ・ 感染が収まった時期